

最低賃金の引上げ幅が過去最大に

企業が最低限労働者に支払うことが義務付けられる最低賃金。2024年度の地域別最低賃金が決定しました。

最低賃金の種類と改定時期

最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

「地域別最低賃金」は、毎年10月頃に改定されることになっており、2024年度の地域別最低賃金と発効日は、下表のとおりとなっています。

地域別最低賃金と発効日

改定額の全国加重平均額は1,055円（昨年度1,004円）で、51円の引上げとなりました。これは1978年度に現在の目安制度が始まって以降で、最高額となります。

特に徳島県は引上額が84円と突出して高く、また、発効日が11月にずれ込んだことも異例となりました。徳島県に限らず、今春の大幅賃上げを受け止めて、活発な議論が全国的に行われたことがうかがえます。

2024年度の地域別最低賃金（単位：円）

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
北海道	960	1,010	50	2024年10月1日
青森	898	953	55	2024年10月5日
岩手	893	952	59	2024年10月27日
宮城	923	973	50	2024年10月1日
秋田	897	951	54	2024年10月1日
山形	900	955	55	2024年10月19日
福島	900	955	55	2024年10月5日
茨城	953	1,005	52	2024年10月1日
栃木	954	1,004	50	2024年10月1日
群馬	935	985	50	2024年10月4日
埼玉	1,028	1,078	50	2024年10月1日
千葉	1,026	1,076	50	2024年10月1日
東京	1,113	1,163	50	2024年10月1日
神奈川	1,112	1,162	50	2024年10月1日
新潟	931	985	54	2024年10月1日
富山	948	998	50	2024年10月1日
石川	933	984	51	2024年10月5日
福井	931	984	53	2024年10月5日
山梨	938	988	50	2024年10月1日
長野	948	998	50	2024年10月1日
岐阜	950	1,001	51	2024年10月1日
静岡	984	1,034	50	2024年10月1日
愛知	1,027	1,077	50	2024年10月1日
三重	973	1,023	50	2024年10月1日

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
滋賀	967	1,017	50	2024年10月1日
京都	1,008	1,058	50	2024年10月1日
大阪	1,064	1,114	50	2024年10月1日
兵庫	1,001	1,052	51	2024年10月1日
奈良	936	986	50	2024年10月1日
和歌山	929	980	51	2024年10月1日
鳥取	900	957	57	2024年10月5日
島根	904	962	58	2024年10月12日
岡山	932	982	50	2024年10月2日
広島	970	1,020	50	2024年10月1日
山口	928	979	51	2024年10月1日
徳島	896	980	84	2024年11月1日
香川	918	970	52	2024年10月2日
愛媛	897	956	59	2024年10月13日
高知	897	952	55	2024年10月9日
福岡	941	992	51	2024年10月5日
佐賀	900	956	56	2024年10月17日
長崎	898	953	55	2024年10月12日
熊本	898	952	54	2024年10月5日
大分	899	954	55	2024年10月5日
宮崎	897	952	55	2024年10月5日
鹿児島	897	953	56	2024年10月5日
沖縄	896	952	56	2024年10月9日